

退職合意書

株式会社 (以下「甲」という)と (以下「乙」という)とは、甲乙間の雇用契約に関して、以下の通り合意する。

- 1 甲と乙は、当事者間の雇用契約を平成 年 月 日をもって、合意解約する。
- 2 甲は乙に対し、賃金規程に基づく 月分賃金満額を賃金支払日に支払う。
(但し、社会保険料等の必要な額は控除する。)
- 3 甲は乙に対して、退職金規程に基づく退職金(円)を平成 年 月 日までに支払う。
- 4 甲と乙は、本退職合意書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本覚書の証として本書を2通作成し、記名押印して各々1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲

株式会社
代表取締役

乙